

令和2年度事業計画の変更について

I 令和2年度埼玉県農業再生協議会事業計画

1 基本方針

国の米政策の見直しにより、平成30年産からは、行政による生産数量目標の配分が廃止され、地域が主体となって需要に応じた米生産を行うこととなった。

埼玉県農業再生協議会では「平成30年産以降の米政策の見直しに係る基本方針」に基づき令和2年産米埼玉県の「生産の目安」を策定し、地域協議会別の「生産の目安」を提示した。

さらに、主食用米偏重ではなく、農業者が自らの経営判断で需要のある作物を選択できる状況の実現が必要である。

そこで、本協議会では、経営所得安定対策等を推進するとともに、麦・大豆・飼料用米・米粉用米等の戦略作物を始め、本県にとって重要な作物の生産振興を図るものとする。

さらに、本対策の目的である農業経営の安定と食料自給率・自給力の向上を図るために、県内の手育成総合支援協議会と連携して、手育成の課題などについて、関係機関が一丸となって取り組む。

2 事業計画

(1) 経営所得安定対策等の普及推進

対策の普及広報資料の作成と地域農業再生協議会への配付等により、対策の内容について農業者に周知し、普及推進を図る。

(2) 埼玉県の「生産の目安」の策定、地域農業再生協別「生産の目安」を提示

「平成30年産以降の米政策の見直しに係る基本方針」に基づき「生産の目安」を策定し、地域農業再生協議会に提示することにより、円滑な米の需給調整を推進する。

(3) 需要に応じた作物の生産の推進

消費者や実需者のニーズに対応した売れる米づくりを推進する。

主食用米から麦・大豆・飼料用米・米粉用米等の需要のある作物への転換を推進するため、資料の作成・配布等を実施する。

(4) 水田フル活用ビジョンと産地交付金の検討

水田フル活用ビジョン及びこれに基づく産地交付金の内容について、県に対して意見具申する。

(5) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業の推進

実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組を支援するため、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業を推進する。

(6) その他

その他、経営所得安定対策等の円滑な実施に必要な活動を行う。

＜関係団体の事業＞

1 県担い手育成総合支援協議会事業

(1) 協議会活動

担い手協議会の行動計画である担い手育成のアクションプログラムを策定するとともに、関係機関団体等と密接な連携し、取組を進めるための各種会議の開催や連絡調整を実施する。

(2) 経営改善・能力向上支援活動

効率的・安定的な農業経営を目指して経営改善に取り組もうとする農業者に対して、関係機関・団体等と連携した研修会の開催、各種支援策や経営改善に役立つ情報の提供、農業経営収入保険の加入推進活動を支援するほか、地域担い手協議会等からの相談をもとに講師等の紹介を行う。

(3) 農業法人の経営発展のための支援

農業法人の更なる経営の発展に向けた研修会等を開催するほか、法人化等に関する相談の対応や関連情報の提供を行う。

(4) 収入減少影響緩和対策積立金の管理業務

制度の円滑な実施を図るため、収入減少影響緩和対策積立金についての適正な管理及び返納事務を行う。